

広島市 農業委員会だより

平成30年冬号(34号)

発行:広島市農業委員会 ☎(082)568-7755

〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号(東区役所内)

新鮮で美味しいトマトを食卓へ

西坂農園代表・西坂和真さん(安佐北区安佐町)



西坂和真さん(36歳)は、調理師専門学校を卒業後、大阪市で調理師としてホテルに勤務していましたが、28歳の時広島市に戻り就農することを決意しました。

帰郷後は5年間会社に勤めて就農資金を蓄えた後、平成27年に安佐町久地にある三国花木団地内に3連棟のハウス(24a)を建設し、今はトマトの水耕栽培に取り組んでいます。

20年以上トマトを水耕で栽培している父親の西坂実さんから栽培方法を一から習い、その技術を受け継いでいます。コンピューターで温度、湿度、水分等を徹底して管理し、重油、灯油を使わないクリーンな環境で栽培することにより「安全・安心なトマトの生産」を心がけています。

現在、「王様トマト」をJA全農を経由してスーパーに年間70~80トン出荷していますが、需要に応えるため、さらに2連棟のハウス(16a)の増築を計画しています。「安定収入が得られる農業」を目指し「もっと美味しいトマトの栽培」のため日々試行錯誤を重ねています。

(取材:中富 康範 農地利用最適化推進委員)

新年のごあいさつ

迎春



会長 河野 信義

皆様、明けましておめでとうございます。

日ごろより、農業委員会の活動に対しご理解・ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正に基づき、当委員会が新体制となって1年半が経ち、任期3年の折返し地点を迎えております。

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など農業を取り巻く状況は、日に日に厳しさを増しております。農業委員会では農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となり、地域の農業者の方々の声に耳を傾けながら、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農業委員会の使命を果たしていく所存です。

今後とも、皆様の一層のご理解・ご協力をお願いいたしますとともに、皆様方のご健康とご多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

広島市農政に関する意見書 広島市長へ提出

農業委員会では、昨年11月2日、河野会長ほか7名の農業委員・農地利用最適化推進委員が農業委員会等に関する法律に基づき松井市長に広島市農政に関する意見書を提出しました。

また、同日、永田広島市議会議長に対して支援要請も行いました。この意見書は、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に関する施策の改善についての具体的な意見として提出したもので、その内容は次のとおりです。



1 担い手への農地利用の集積・集約化について

- (1) 農地を有効に活用し、利用の最適化を推進するため、地域全体で問題解決に取り組むための「人・農地プラン」の策定を引き続き積極的に推進すること。
- (2) 規模拡大ニーズが高い地域において、ほ場の整形、進入路の整備等営農条件の改善を積極的に行い、効率的な営農ができる農地を担い手に提供できるようにすること。
- (3) 県や農地中間管理機構と連携し、土地改良や農地再生、地域駐在コーディネーター設置など農地中間管理事業推進のための事業を、有効に活用すること。
- (4) 担い手への農地利用の集積等につながる耕作放棄地解消に係る地域活動等を支援すること。

2 新規参入の推進について

- (1) 農業経験の少ない新規就農者に対して、区役所職員による営農指導や農業振興センターでの研修機会の提供など、自立を支援する営農指導体制の充実を図ること。
- (2) 農地確保や技術の習得について相談・指導する機関や国等の就農支援策を一元的に紹介・周知するための就農ガイドを作成すること。

3 地産地消の推進について

- (1) 市内産で新鮮・安心を示す地域ブランドである“ひろしまそだち”の推進・拡大を図ること。
- (2) 出荷ルート開拓支援を行い、農業者が消費者ニーズ等を的確に把握し、計画的に生産拡大を図ることが可能となる取り組みを推進すること。

4 有害鳥獣対策について

- (1) 地域で取り組む駆除や防除などの有害鳥獣対策に係る活動が活性化するよう、支援すること。
- (2) 特に、駆除対策が喫緊の課題となっており、駆除活動に必要な経費への助成など支援を拡充・強化すること。

農地賃借料情報

1年間に契約・公告された農地の賃借料について、下表のとおり情報提供します。

なお、この賃借料は、あくまでも目安ですので、実際の賃借料を決める際は、当事者でよく話し合っ
て決めてください。

平成29年1月から12月までに契約(公告)された賃貸借における賃借料水準(10アール当たりの年額)

区 域	区 分		平均額	最高額	最低額	データ数
広島市全域	田	基盤整備地域	16,900円	26,000円	7,500円	124
	田	未整備地域	13,000円	20,000円	5,700円	170
	畑	全地域	13,500円	26,200円	10,000円	21

農地法Q&A (よくあるお問い合わせ)

農地を賃借・売買するときは？

耕作を目的として、農地を買ったり借りたりする場合は、農地法第3条の規定により農業委員会の許可を受ける必要があります。許可を受けるには、権利を取得する人が現在耕作している農地の面積と、新たに権利を取得する農地の面積の合計が、一定の面積(下限面積)以上となることなどの要件を満たしていることが必要です。

農地を農地以外に転用するときは？

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場など農地以外の用途に転換するときは、農地転用の手続きが必要です。一時的に資材置場や駐車場として利用する場合なども転用に当たります。

- ・農地の所有者が自ら農地を転用する場合 農地法第4条の許可
- ・転用を目的に農地を買ったり借りたりする場合 農地法第5条の許可

(市街化区域内の転用については、農業委員会への農地法第4条・第5条の届出が必要です。)

手続きに必要な申請・届出様式は広島市ホームページで入手できます。

広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)から、トップページの電子行政サービス(各種申請・予約等) > 申請・届出様式 > 住まい・土地・建物 > 農地に関する手続き申請様式 へ進んでください。

手続きに必要な申請・届出様式がダウンロードできます。

納税猶予を受けた特例農地等は、適正に管理してください!!

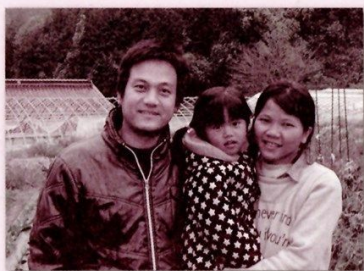
納税猶予を受けた特例農地等については、農地として適正に管理することが必要です。

任意に手放したり、耕作していなかったり、他の用途に転用した場合などは、その部分又は猶予を受けた農地全部の猶予が取り消されることがありますので、ご注意ください。

interview ～農業を始めたい人を支援～

農地利用最適化推進委員の取組 安佐南区伴西 引地 義範

地域の農業を守っていきたいと考え、平成28年7月から農地利用最適化推進委員をしています。担当地区の農地を年2回見回り、必要に応じ、所有者を訪ねて、今後の農業経営の意向等を聞き取りしています。今回、ベトナム出身のゴックさんが私の担当地区内で農地を探しているとの相談があり、休耕地の中から、条件に合う農地を紹介しました。ゴックさんはとても研究熱心で、今後、地域の集まりにも参加してもらって、一緒に地域の農業を盛り上げていきたいと考えています。



カオ・ホン・ゴックさん(右)

～広島で農業を始めて～

新規就農者 カオ・ホン・ゴック さん

2013年(平成25年)に広島にきました。「日本でベトナムの野菜を食べたい。」「体に優しい安全、安心な野菜を自分で作りたい。」との思いから、農業にチャレンジしました。今は、約2,200㎡の畑で空芯菜、パクチーのほか、かぼちゃやサツマイモなどを作っています。

休みの日は、会社員の夫や保育園に通う4歳の娘も農作業を手伝ってくれます。今後、できれば規模を広げて、新しい栽培方法も試してみたいと思っています。昨年9月から、「広島市多文化共生市民会議」の委員としても活動しています。外国人と日本人が協働して生き生きと暮らせる多文化共生のまちづくりにも貢献したいと思います。



娘のヒエンちゃんもお手伝い

農業委員会では農地利用の最適化を推進するために農地を巡回し、利用状況等の調査を行っています。

調査へのご理解とご協力をお願いします。

1 農地利用状況調査

農業委員会では、毎年農地法第30条に基づき農地の利用状況についての調査を実施しています。

2 農地利用意向調査

農地法第32条に基づき、遊休農地の所有者に対して、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか(農業振興地域内)、誰かに貸し付けるか等の意向を調査します。

みんなで読もう！全国農業新聞

農政・経済の動向、全国の優良営農事例等が多く掲載され、農業経営に役立つ読みやすい新聞です。(月4回発行 購読料1か月700円)

～お問い合わせは、農業委員会事務局まで(電話568-7755)～

